

第22期第1回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年4月23日（金）
14：30～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）会長及び会長職務代理者の選任について（協議）・・・P1～2
- （2）福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会の委員の選任について（協議）・・・P3～6
- （3）佐賀県連合海区漁業調整委員会の委員の選任について（協議）・・・P7～8
- （4）有明海四県漁業調整協議会の委員の選任について（協議）・・・P9～11
- （5）ウミタケの採捕禁止に係る委員会指示の期間延長について（協議）・・・P12～13
- （6）委員会指示の適用除外について（佐賀県農林水産部水産課）（協議）・・・P14～17
- （7）令和3年度水産振興事業計画について（報告）・・・P18～19
- （8）漁業法及び漁業調整規則の罰則について（報告）・・・P20
- （9）その他

3 閉 会

佐賀県有明海区漁業調整委員会規程

(昭和53年4月1日)
〔有漁調委告示第1号〕

(会長及び会長職務代理人)

第1条 佐賀県有明海区漁業調整委員会(以下「委員会」という)に会長及び会長職務代理人を置く。

2 会長及び会長職務代理人は、委員が互選する。

但し、委員が会長及び会長職務代理人を互選することができないときは、知事が選任する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長職務代理人がその職務を代行する。

5 会長及び会長職務代理人の任期は、委員の任期とする。

(委員会の招集)

第2条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。

但し、会長及び会長職務代理人がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び会長職務代理人とともに事故あるときの会議は知事が招集する。

2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(会議の運営)

第3条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

4 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において、緊急の必要があると認められた事項については、この限りではない。

5 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができず。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第4条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

一 委員会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議事事項

四 その他重要な事項

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

3 議事録は一般の縦覧に供する。

(権限の委任)

第5条 会長の権限に属する事項のうち、事務局長が専決できる事項は別に定める。

(規程改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

第2期佐賀県有明海区漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選に関する参考資料

1. 会長及び会長職務代理者の役割
 - (1) 会長
 - ・ 会務を総理し、委員会を代表する。(佐賀県有明海区漁業調整委員会規程第1条第3項)
 - ・ 委員会の会議を招集しその議長となる。(同規程第2条第1項)
 - ・ 議事において可否同数のときは、会長の決するところによる。(同規程第3条第2項)
 - ・ 会議の議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名する。(同規程第4条第1、2項)
 - ・ 議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。(同規程第7条)
 - (2) 会長職務代理者
 - ・ 会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。(同規程第1条第4項)
2. 会長及び会長職務代理者の選任
 - ・ 会長及び会長職務代理者は、委員が互選する。(同規程第1条第2項)

3. 過去の委員期における選任結果

期別	会長		会長職務代理者	
	選出区分	経歴	選出区分	経歴
第21期	漁業者	広域漁協代表理事組合長	公益	市行政経験
第20期	漁業者	広域漁協代表理事組合長	公益	町行政経験
第19期	漁業者	広域漁協代表理事組合長	学識	環境

福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和47年9月19日改正

昭和51年9月6日改正

(所掌事務)

第1条 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡佐賀両県地先有明海における漁業に関する事項を処理する。

(設定区域)

第2条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会の区域を合した海区に設置する。

- 一 福岡県有明海区漁業調整委員会
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会

(事務所の所在地)

第3条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、又、委員会の事務は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記が行う。

(委員会)

第4条 委員会は、委員12名(第2条の海区漁業調整委員会の委員の中から選出した6名あてとし、それぞれの中1名は会長職にあるものをあてる。)をもって組織する。但し、事故その他、やむを得ない事情がある場合において議長が必要と認めるときは、当該委員の属する海区の他の2名以内の委員が代理出席することができる。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験を有する者の中から福岡佐賀両県知事が協議して選任する。

(会長及び会長職務代理者)

第5条 委員会には会長及び会長職務代理者を置く。

- 2 会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、福岡佐賀両県知事が協議の上選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長が欠けたとき、又は、会長に事故があるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。

5 会長及び会長職務代理者の任期は2カ年とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。但し、会長及び会長職務代理者が互選されていないか若しくは欠けたとき、又は、会長及び会長職務代理者ともに事故あるときの会議は、福岡佐賀両県知事が協議の上召集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事の事項並びに開催の日時及び場所を委員会並びに第2条の海区漁業調整委員会に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 前項の通知を受け取った海区漁業調整委員会はその内容を管内漁民に周知するため漁民のみやすい適当な場所に公示しなければならない。

第7条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長これを決する。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りではない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事結果
- 五 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

第15条 委員会の庶務並びに会計の規定は海区漁業調整委員会の庶務並びに会計の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、委員会の成立の日から適用する。

附 則

2 この規程は公布の日から施行する。

(会長の任期)

附 則

3 この規程は公布の日から施行する。

(事務所の所在地、会長及び会長職務代理者)

第2期福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

・福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項の規定により、委員は、佐賀県有明海区及び福岡県有明海区から会長を含めて6名ずつの12名で構成することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益
	東部	中部	西部	南部	漁協経営	資源管理	
第21期	2名		○	○	○ (会長)	○	
第20期	2名		○	○	○ (会長)	○	
第19期	2名		○	○	○ (会長)	○	

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和33年10月27日
佐連漁調委告示第1号
昭和50年8月1日
佐連漁調委告示第2号
昭和60年2月13日
佐連漁調委告示第1号

第1条 佐賀県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という)は、漁業法その他法令の定めるところにより佐賀県内の海区間における漁業に関する事項を処理する。

第2条 この委員会は次の海区をもって設置する。

- 一 佐賀県有明海区
- 二 松浦海区

第3条 委員会の事務局は海区漁業調整委員会事務局に置く。

第4条 委員会は各海区から選出した委員14名をもって組織する。

2 前項の選出には夫々会長、副会長を含めて7名宛とする。

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。但し、委員が会長及び副会長を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、職務を代理する。

第6条 委員会の会議は会長が招集する。会長事故あるときは副会長がこれを招集する。但し、会長及び副会長がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び副会長とともに事故あるときの会議は知事が招集する。

第7条 委員会は委員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。
- 3 委員会の会議は公開とする。

第8条 会長は会議の議事録を作成し次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項及び結果

第9条 議事録は会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

2 議事録は一般の縦覧に供する。

第10条 この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は昭和33年10月27日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和50年8月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和60年2月13日からこれを施行する。

佐賀県連合海区漁業調整委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

・佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程第4条第1, 2項の規定により、委員は、佐賀県有明海区及び松浦海区から会長、副会長を含めて7名ずつの14名で構成することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益
	東部	中部	西部	南部	漁業経営	資源管理	
第21期	○		2名		○ (会長)	○	○ (会職代理)
第20期	2名	2名			○ (会長)		○ (会職代理)
第19期	3名		○		○ (会長)		○ (会職代理)

有明海四県漁業調整協議会運営規則

(目的)

第1条 本会は、有明海四県漁業調整協議会(以下「協議会」という。)と称し、有明海における水産動植物の繁殖保護を図り、漁場の利用に関する紛争の防止又は解決並びにその他漁業調整を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会における適用範囲は、本会の前身の組織である有明海連合海区漁業調整委員会において適用されていた海面に準ずる。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、問題点の摘出及び問題点の解決方策について検討し、解決方策について関係機関に提言するとともに、九州漁業調整事務所の協力を得て、改善策を図るものとする。

(協議会の構成及び委員)

第4条 協議会には、会長1名、副会長1名をそれぞれ置くものとする。

2 協議会は、次に掲げる者を委員とするものとする。

(1) 関係海区漁業調整委員会の代表者

(2) 関係県水産主務課長又は行政担当者

(3) 九州漁業調整事務所長

(4) 各関係県毎に推薦された学識経験がある者(以下「学識経験委員」という。)

3 学識経験委員は、関係県事務局が推薦する者とする。

4 委員の任期は4年とし、再任を妨げないものとする。

5 委員は、学識経験委員を除き、原則として、それぞれの関係機関の然るべき職責にある者とし、任期期間中に人事異動等による変更がある場合は、当該機関の後任の者がこれを代行するものとする。

6 協議会は必要に応じ、関係漁業者等の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(専門部会の設置)

第5条 協議会は、特定の事項について検討を行うために、必要があると認めるときは、委員及び有識者からなる専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、その審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長及び副会長は、委員の互選によって選出するものとする。

2 会長は協議会を代表し、本運営規則の定めに従って、協議会の会務を処理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理するものとする。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集するものとし、議長は会長が行うものとする。

2 会議は、委員の過半数にあたる出席により成立するものとする。

3 会議における議事の議決は、出席委員全員(代理者を含む)の一致により決するものとする。

4 会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、会長が緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

5 代理出席は、これを認めるものとし、代理者の数は定員数に含むものとする。

6 会議は、会長が認める場合及び委員の 3 分の 1 以上から開催の要請がある場合に、随時開催することが出来るものとする。

(事務局及び運営経費の分担)

第 8 条 協議会の事務局は、当面の間、九州漁業調整事務所に置くものとする。

2 専門部会については、該当県の水産主務部に置くものとし、持ち回りとする。

3 協議会及び専門部会に出席する場合の出席旅費は、委員においては、所属する機関において負担するものとし、第 4 条第 6 項による関係漁業者等及び第 5 条第 1 項による有識者においては、別途、各県及び事務局で協議する。

(規則の改正)

第 1 条 本運営規則の改正は、協議会の議決によって行う。

(附 則)

本運営規則は、平成 13 年 12 月 6 日より施行する。

第22期有明海四県漁業調整協議会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

・有明海四県漁業調整協議会運営規則第4条第2項の規定により、佐賀県有明海区からは会長及び学識経験委員の2名を選出することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益
	東部	中部	西部	南部	漁協経営	資源管理	
第21期					○ (会長)	○	
第20期					○ (会長)	○	
第19期					○ (会長)	○ (会職代理)	

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏



ウミタケ採捕禁止期間の延長について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、有明海のウミタケ資源は激減していることから、県において資源回復に向けた取り組みが続けられております。

このため、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、委員会指示にてウミタケの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところですが、ウミタケは春の時期にも産卵期を迎えることから、産卵前の個体の保護を行うことで更なる資源回復に繋げる為、現行の委員会指示のウミタケ採捕禁止期間を1ヶ月延長したいと考えております。また、延長した1ヶ月の間にウミタケの生息状況調査を実施し、操業の可否について判断したいと考えております。

つきましては、下記委員会指示の採捕禁止期間を1か月延長し、ウミタケ資源の更なる回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 委員会指示番号 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号
2. 採捕禁止の延長期間 令和3年5月1日から令和3年5月31日（1か月間）

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和2年4月28日

令和3年2月 4日一部改正

令和3年4月 日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 _____

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和2年5月1日から~~令和3年4月30日~~令和3年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号の適用除外申請書

水産第255号
令和3年4月20日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

佐賀県農林水産部水産課
課長 中島 則久

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外の理由

本年3月の有明水産振興センターの調査においてウミタケが生息していた場所を中心に、ウミタケの生息・成育状況調査を予定している。本調査では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

2 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するため、生息・成育状況の調査を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を得ることを目的とする。

3 調査の方法

簡易潜水器を用いてウミタケを採捕し、生息状況(1㎡あたりの生息密度)及び成育状況(殻長、重量)を調査する。

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物 最大30kg

5 適用除外の期間

令和3年5月6日から令和3年5月7日まで

6 生息・成育状況調査計画

別紙のとおり

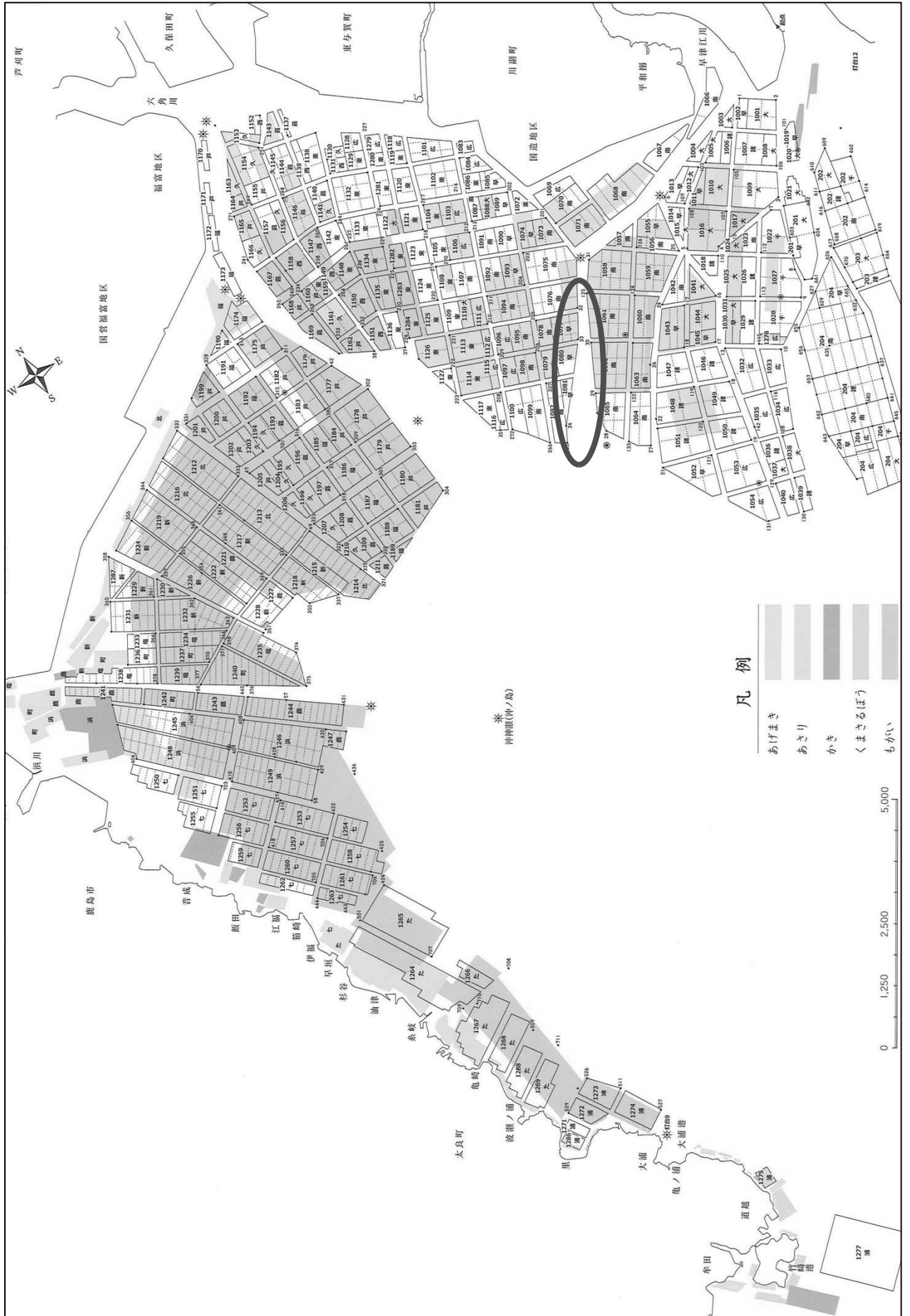
7 調査地点

別紙「調査地点図」のとおり

令和3年度 ウミタケ生息・成育状況調査計画

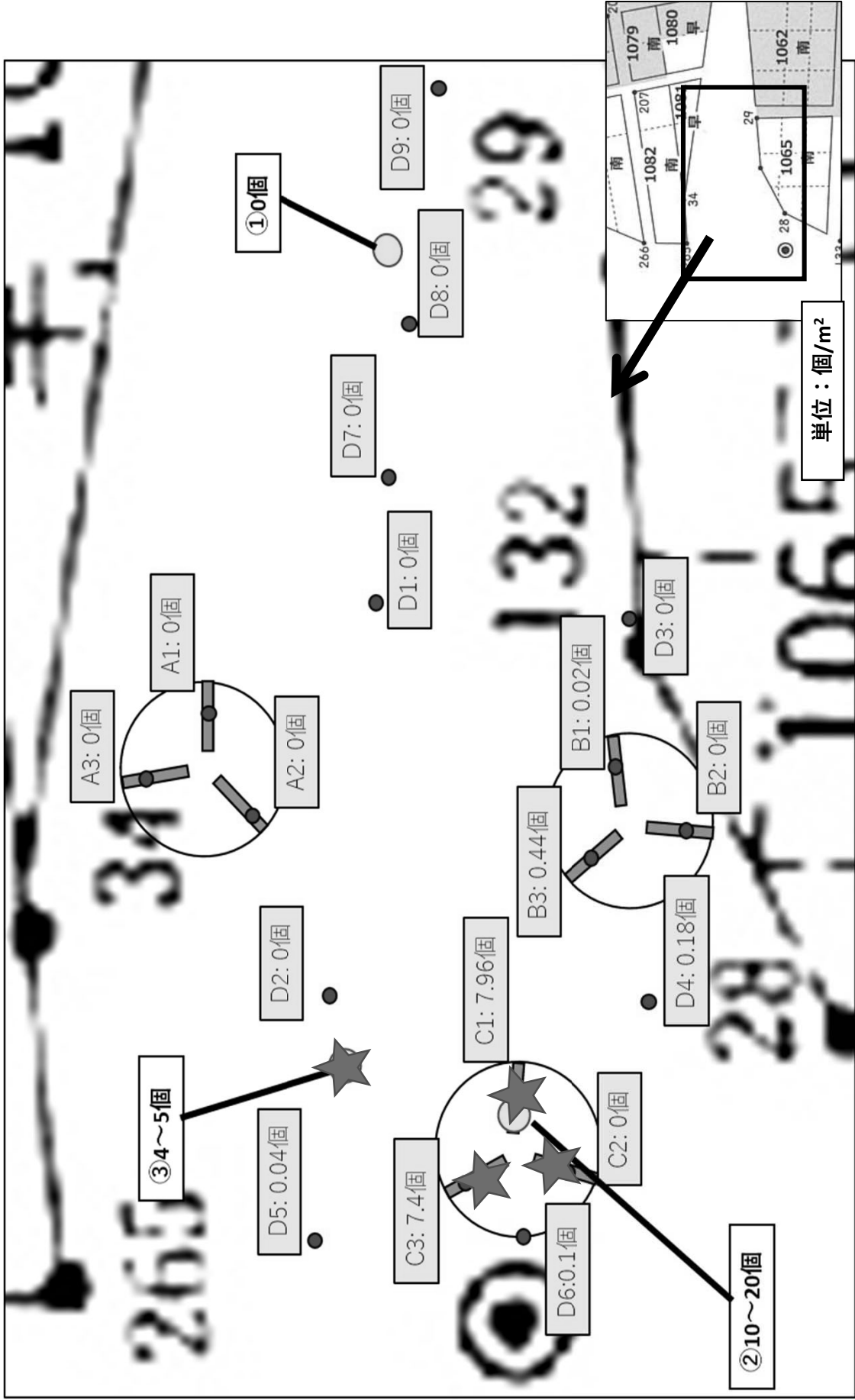
- 1 目的 有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するため、生息・成育状況の調査を行うことで、資源回復や資源管理に必要な生態的な情報を得ることを目的とする。
- 2 実施年月日 令和3年5月6日(木) 予備日：5月7日(金)
- 3 集合場所等
 - (1) 集合場所 佐大やぐら
 - (2) 集合時間 9：30
調査漁船は漁協芦刈支所棧橋に8：30に集合し、調査関係の用具を積み込み、調査員等を乗船させ、8：45に出港し、佐大やぐらに集合する。なお、船によっては直接佐大やぐらに集合する。
 - (3) 調査終了 12：30(予定)
調査漁船は漁協芦刈支所棧橋まで用具、試料、調査員等を運び、13：00に下船させる。
- 4 調査漁船 2隻
各調査船は、有明水産振興センター及び水産課が持参した試験操業旗を掲揚する。
- 5 調査海域 別図のとおり
- 6 調査方法等
 - (1) 各船は調査海域で概ね4地点を調査する。
 - (2) 調査地点では、10分間潜水し(調査員は時間を測る)、両手の届く範囲のウミタケを採取すると共に、目視により1平方メートルあたりのおおよその生息個数を計数する。また、生息域の広さ等も調査する。
 - (3) ウミタケは、殻が破損しないように採集する。
 - (4) その他の生物についても、種類、量、分布範囲等をできる限り調査する。
調査員は、野帳に添付している海図に、調査地点(GPSがあれば緯度、経度まで)等を記入する。
- 7 各船が用意する物 潜水用具一式
- 8 水産振興センター 野帳、漁場図、筆記用具、ビニール袋(大、小)、コンテナ、操業旗を準備
- 9 個人で用意する物 雨具、防寒着等

ウミタケ生息・成育状況調査区域図 (別添)



ウミタケ生息・成育状況調査地点

★ 調査地点



調査地点の設定理由：3月にセンターが調査した地点のうち、生息が確認された箇所周辺

令和3年度 水産振興事業計画の概要

1. 事業概要

対象事業	事業名	事業主体	事業実施場所	事業内容	事業予定期間
水産振興事業	① 漁場環境保全創設事業 (増殖礁整備事業)	県	藤津郡太良町沖合域	沖合海域において、餌料生物の増殖機能及び稚仔魚の保護育成機能を持つ増殖礁を整備すること、魚介類資源の育成基盤を整備する。	9月～3月 (沈設は2～3月頃)
	② 有明海水産資源回復技術確立事業 (漁場造成技術開発)	農政局	藤津郡太良町沖合域	沖合海域において、漁船によりモガイ殻又は力半殻を薄層散布し貝類資源の試験漁場を造成する。	5月～10月 (散布は6月頃)

2. 事業実施箇所 別添概要図のとおり

3. 事業担当者
佐賀県水産課 直通 0952-25-7144
基盤整備担当係長 福元 亨

4. 緊急時の連絡担当者
佐賀県水産課 横尾 一成 (夜間)
副課長 福元 亨 (夜間)
基盤整備担当係長 XXXXXXXXXX

5. 安全対策
海上作業にあたっては、必要に応じて、請負者から三池海上保安部に所定の手続きを行うとともに、作業海域での操業・船舶航行の安全について留意するよう指導します。

漁業法の改正と罰則の体系

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪を新設し、法定刑は、個人に対する罰金の最高額（3,000万円）を規定しました。

また、無許可操業や漁業権侵害の罪に対する罰金の上限も引上げ、全体として罰則を強化しました。

違反行為	改正前		改正後	
	懲役	罰金	懲役	罰金
特定水産動植物の採捕（第189条第1号）	—	—	3年	3,000万円
密漁品の流通（第189条第2号）	—	—	3年	3,000万円
漁獲割当ての設定を受けず採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
年次漁獲割当量を超えて採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
採捕停止命令、停泊命令等違反（第190条第2号）	3年	200万円※1	3年	300万円
停泊命令等違反（第190条第2号）	2年	50万円※2	3年	300万円
無許可操業、禁止漁業違反（第190条第3号、第4号、第8号）	3年	200万円	3年	300万円
無免許操業（第190条第7号）	3年	200万円	3年	300万円
大臣許可漁業の許可、漁業権に付けた条件違反（第190条第5号）	3年	200万円	3年	300万円
知事許可漁業の許可に付けた条件違反（第193条第2号）	6月	10万円※3	6月	30万円
海区漁業調整委員会等の指示に従うべき知事命令違反（第191条）	1年	50万円	1年	50万円
漁獲量の報告義務違反（第193条第1号）	6月	30万円※1	6月	30万円
検査拒否・妨害・忌避等（第193条第4号）	6月	30万円	6月	30万円
漁業権又は組合員行使権を侵害（第195条）		20万円		100万円

※1 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）

※2 農林水産省令

※3 都道府県の規則